

厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百八十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表4から別表6まで及び別表20の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次の表のように改正し、令和六年九月一日から適用する。

令和六年八月三十日

厚生労働大臣 武見 敬三

各県別							各県別								
別表第三							別表第三								
	都道府県	病 院		基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数		都道府県	病 院		基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数
(略)							(略)								
30707	削除	削除		削除	削除	削除	削除	30707	長野	長野県厚生農業協同組合連合会下伊那厚生病院	1.0063	0.0514	0.0238	0.0072	
(略)							(略)								
31489	削除	削除		削除	削除	削除	削除	31489	鹿児島	社会医療法人聖医会サザン・リージョン病院	1.0063	0.0572	0.0058	0.0000	
(略)							(略)								